

○池田町元気なまちづくり事業補助金交付要綱

平成18年1月1日告示第1号

改正 令和7年2月10日告示第13号

池田町元気なまちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民と行政が一体となって協働の地域づくりを推進するため、町民自らが地域に関心を持ち、その地域の特色を活かした自主的な事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 前条に規定する補助金の交付対象者は、次に掲げるものとする。

(1) 自治会

(2) NPO法人又は5人以上の町民により構成されていて主に町内で活動している団体。
ただし、対象事業等はまちづくり事業のみとする。

(対象事業等)

第3条 補助対象事業等は、次の各号に掲げるものとする。

(1) まちづくり事業 地域振興や活性化のために自主的、主体的に取り組む事業

(2) 建設資材支給事業 自主的に整備若しくは補修する道路、水路等にかかる資材等に要する経費

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は単年度とし、同一事業への補助金交付は3年を限度とする。ただし、第3条第1項第2号はこの限りではない。

(補助金等)

第5条 補助金の交付額は事業に要する経費のうち1事業当たり30万円を限度とし、年1回交付する。ただし、事業費のうち飲食費及び人件費、原則として備品購入費は除く。

2 第3条第1項第1号に該当する事業のうち、自治会が集落センター等集会施設で使用するための机及び椅子の購入費は、前項の規定に関わらず、1回に限り50万円を限度として補助対象とする。ただし、補助金の交付額は経費の3分の2以内とし、同一年度内に第3条第1項第1号に該当する他の事業と重複して補助金の交付を受けることはできない。

3 前2項の規定による補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

4 補助金の申請は、第3条第1項第1号及び第2号についてそれぞれ年度内1回かつ1事業とする。

5 第3条第1項第1号の事業は原則として新規事業とする。ただし、令和7年度に実施する町制施行110周年・合併70周年記念を冠して拡充した既存事業については拡充部分に対してのみ補助対象とする。

6 第1項の規定にかかわらず令和7年度に実施するまちづくり事業のうち事業名に町制施行110周年・合併70周年記念を冠するものについては上限50万円とする。

(補助対象除外事業)

第6条 次の各号に掲げる事項は補助事業の対象としない。

(1) 営利を目的とした収益事業

(2) 宗教的・政治的な催し

(3) 他の補助制度等の助成対象となっている事業

(4) その他、この補助事業の趣旨に反するもの

(補助金の申請)

第7条 補助金を受けようとする交付対象者は、補助金交付(変更)申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第8条 町長は補助金交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)、第3条第1項第2号にあっては実施委託書(様式第3号)をそれぞれ当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第9条 交付決定後または実施委託書交付後に事業内容を変更しようとする者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は速やかに補助金交付(変更)申請書(様式第1号)により町長の承認を得るものとする。

(1) 補助対象経費の10分の2以上の変更

(2) 補助対象事業の実施内容及び実施箇所、その他事業内容の重大な変更

(補助事業の中止)

第10条 交付決定後または実施委託書交付後に事業を中止しようとする者は、中止届(様式第4号)により町長の承認を得るものとする。

2 中止が事業の中途の場合でも、それまでに要した費用に対する補助金は交付しないものとする。

(補助金の概算払い)

第11条 補助金の交付決定を受けた者または実施委託書の交付を受けた者で補助金の概算払いを受けようとする者は、補助金交付概算払請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該事業の内容を精査し、適当と認めた場合は交付決定額の範囲内で概算払いすることができる。

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた者または実施委託書の交付を受けた者は、事業完了後速やかに実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えてそれぞれ町長に提出しなければならない。

(交付確定)

第13条 町長は提出のあった報告書を審査し、補助金交付決定条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し補助金交付確定通知書(様式第6号)により速やかに交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 町長は前条の規定による補助金交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第7号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(調査・報告)

第15条 町長は必要に応じ、補助金の交付を受けた者の経過及び成果等について調査をし、又は報告を求めることができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則 (令和7年2月10日告示第13号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱は改正日と附則の一部を省略しています)